

進出形態の種類

- 主な海外進出の形態には、現地法人、支店、駐在員事務所があります。
- 駐在員事務所は、情報収集など非営利活動に活動が限定され、商品の販売など営業活動ができません。

<各進出形態の主な内容>

進出形態	主な内容
現地法人	✓ 進出先の国内法人。進出国や業種によって外資比率が制限される可能性
支店	✓ 国内本社の一部門として営業活動などを担う。進出国によって設置が認められない可能性
駐在員事務所	✓ 海外現地や周辺国の情報収集や販売後のメンテナンスといった非営利活動に限定

- 現地法人は、資本の面では日本側100%株主の独自資本による設立と、日本側株主と現地パートナー株主の合弁による設立に分類されます。

<資本による設立の分類>

独自資本	合弁
✓ 経営の自由度は高い一方で、言語や習慣の異なる外国で現地パートナーの協力が十分得られない可能性	✓ 現地パートナーのノウハウを期待できる一方で、経営の自由度の制限やパートナーとの関係がネック

進出における外資規制

- 自国産業の保護・育成を目的として、外国資本による出資を規制している国や地域があります。

＜信用金庫取引先が多く進出している国の外資規制＞

対象国	外資規制の一例
中国	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資方向の指導規定(外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)により、制限、禁止業種を指定) ⇒制限業種でも条件に合致すれば外資100%も可能
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人事業法(3種類43業種に対して、外資50%以上の外国企業の参入を規制) ⇒競争力が不十分な業種として、卸売業も規制対象 ✓ なお、投資委員会(BOI)の投資奨励制度にもとづく許可や工業団地公社(IEAT)が管轄する工業団地への入居で一部規制の対象外となる恩典あり
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資法(投資禁止および経営禁止分野と条件付経営投資分野を記載) ✓ 条件付経営投資分野は外資100%の設立は不可

- 進出の目的や国・地域の規制等に応じて、進出形態を慎重に選択することが必要となります。最新の規制等については、ご相談ください。